

令和4年 2月14日開会
令和4年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和4年3月定例會議議案

(1)

議案目次

議案番号	件名
議案第 1 号	令和 4 年度宮古市一般会計予算
議案第 2 号	令和 4 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第 3 号	令和 4 年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計予算
議案第 4 号	令和 4 年度宮古市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5 号	令和 4 年度宮古市介護保険事業特別会計予算
議案第 6 号	令和 4 年度宮古市介護保険サービス事業勘定特別会計予算
議案第 7 号	令和 4 年度宮古市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 8 号	令和 4 年度宮古市漁業集落排水事業特別会計予算
議案第 9 号	令和 4 年度宮古市浄化槽事業特別会計予算
議案第 10 号	令和 4 年度宮古市魚市場事業特別会計予算
議案第 11 号	令和 4 年度宮古市墓地事業特別会計予算
議案第 12 号	令和 4 年度宮古市山口財産区特別会計予算

議案第13号	令和4年度宮古市千徳財産区特別会計予算
議案第14号	令和4年度宮古市重茂財産区特別会計予算
議案第15号	令和4年度宮古市刈屋財産区特別会計予算
議案第16号	令和4年度宮古市水道事業会計予算
議案第17号	令和4年度宮古市下水道事業会計予算
議案第18号	宮古市固定資産評価審査委員会条例及び宮古市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
議案第19号	宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第20号	宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第21号	宮古市公民館条例及び宮古市市民交流センター条例の一部を改正する条例
議案第22号	宮古市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例
議案第23号	宮古市営牧野条例の一部を改正する条例
議案第24号	宮古市営住宅条例の一部を改正する条例
議案第25号	宮古市消防団条例の一部を改正する条例

議案第26号	市道末広町線電線共同溝整備（その2）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めるについて
議案第27号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第28号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第30号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第31号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第32号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第33号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第34号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第35号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第36号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第37号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第38号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

議案第39号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第40号	宮古市過疎地域持続的発展計画を変更することに関し議決を求めるについて
議案第41号	川内辺地に係る総合整備計画を変更することに関し議決を求めるについて
議案第42号	津軽石漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めるについて
議案第43号	市道路線の廃止について
議案第44号	市道路線の認定について
議案第45号	令和3年度宮古市下水道事業会計に係る利益積立金の目的外使用に関し議決を求めるについて

議案第18号

宮古市固定資産評価審査委員会条例及び宮古市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(宮古市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 宮古市固定資産評価審査委員会条例（平成17年宮古市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(審査の申出)	(審査の申出)
第5条 [略]	第5条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
	4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財團であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。
4 [略]	5 [略]
5 [略]	6 [略]
(審査申出人の口頭による意見陳述)	(審査申出人の口頭による意見陳述)
第8条 [略]	第8条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 意見を聴いた委員の氏名	
(4) 調書を作成した書記の氏名	
(5) [略]	(3) [略]
(口頭審理)	(口頭審理)
第9条 [略]	第9条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 前項の口述書には、提出者が次に掲げる事項を記載しなければならない。	5 前項の口述書には次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
6・7 [略]	6・7 [略]
8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 審理を行った委員の氏名	
(5) 調書を作成した書記の氏名	

<p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(実地調査)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 調査を行った委員の氏名</u></p> <p><u>(5) 調書を作成した書記の氏名</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 議事に関与した委員の氏名</u></p> <p><u>(5) 調書を作成した書記の氏名</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p>	<p>(4) [略]</p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>(実地調査)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) [略]</u></p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宮古市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 宮古市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年宮古市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別記様式（第2条関係） 宣誓書 [略] 氏名	別記様式（第2条関係） 宣誓書 [略] 氏名印

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

手続に係る署名押印を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宮古市職員の育児休業等に関する条例（平成17年宮古市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員	(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び <u>引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u>	(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
(イ) [略]	(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び <u>特定職に引き続 き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u>
イ・ウ [略]	(ウ) [略]
(部分休業をすることができない職員)	(部分休業をすることができない職員)
第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。	第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u>	(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u>
	ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u>

<p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 [略]</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p><u>第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようとするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p class="list-item-l1">(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p class="list-item-l1">(3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(補則)</p> <p>第23条 [略]</p>	<p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間</u></p> <p><u>を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 [略]</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月14日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮古市国民健康保険税条例（平成17年宮古市条例第77号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	<p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の所得割額</u>)</p> <p>第3条 [略] (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の資産割額</u>)</p> <p>第4条 [略] (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の被保険者均等割額</u>)</p> <p>第5条 [略] (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の世帯別平等割額</u>)</p> <p>第6条 [略] (後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2、3を乗じて算定する。 (税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 [略] (国民健康保険の被保険者に係る<u>資産割額</u>)</p> <p>第4条 [略] (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 [略] (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 [略] (後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2、3を乗じて算定する。 (税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2</p>

8条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき1万5,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)～(ウ) [略]
ウ～カ [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に

8条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき1万5,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)～(ウ) [略]
ウ～カ [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯

規定する世帯主を除く。) 1人につき 1万 1, 100 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) ~ (ウ) [略]

ウ～カ [略]

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 52 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人につき 4, 440 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) ~ (ウ) [略]

ウ～カ [略]

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第 26 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 27 条の 2 において同じ。)である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 26 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について)は、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算し

主を除く。) 1 人につき 1 万 1, 100 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) ~ (ウ) [略]

ウ～カ [略]

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 52 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人につき 4, 440 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) ~ (ウ) [略]

ウ～カ [略]

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第 26 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 27 条の 2 において同じ。)である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 26 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について)は、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算し

	<p>た金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「<u>総所得金額及び</u>」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号((及び第3号))において同じ。)及び」とする。</p>	<p>た金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「<u>総所得金額</u>」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号((及び第3号))において同じ。)」とする。</p>
2	<p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第18条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、<u>その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額</u>(第26条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後の国民健康保険税の額</u>とする。以下<u>この条</u>において同じ。)を課する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下<u>この条</u>において「2項世帯主」という。)である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下<u>この条</u>において「1項世帯主」という。)となつた場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となつた日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。</p> <p>4~8 [略]</p> <p>(税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4</p>	<p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第18条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には<u>その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額</u>(第26条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条の国民健康保険税の額</u>とする。以下<u>次項</u>において同じ。)を課する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下<u>本条</u>において「2項世帯主」という。)である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下<u>次項まで</u>において「1項世帯主」という。)となつた場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となつた日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。</p> <p>4~8 [略]</p> <p>(税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4</p>

項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納稅義務者

ア～カ [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）

項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納稅義務者

ア～カ [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）

<p>ア～カ [略]</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～5 [略] (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年内に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、同条第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>7～22 [略]</p>	<p>ア～カ [略]</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～5 [略] (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年内に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、同条第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>7～22 [略]</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、表の1の項の改正部分は、公布の日から施行する。

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正等をしようとするものである。これが、この条例案

を提出する理由である。

議案第21号

宮古市公民館条例及び宮古市市民交流センター条例の一部を改正する条例

(宮古市公民館条例の一部改正)

第1条 宮古市公民館条例（平成17年宮古市条例第187号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前																											
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）																											
1 宮古市中央公民館の貸室及び交流プラザ使用料 (単位：円)				1 宮古市中央公民館の貸室及び交流プラザ使用料 (単位：円)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th colspan="2">1時間当たりの使用料</th></tr> <tr> <th colspan="2">午前9時から</th><th colspan="2">午後5時から</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">午後5時まで</td><td colspan="2">午後9時まで</td></tr> </tbody> </table>				区分		1時間当たりの使用料		午前9時から		午後5時から		午後5時まで		午後9時まで		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th colspan="2">1時間当たりの使用料</th></tr> <tr> <th colspan="2">午前9時から</th><th colspan="2">午後5時から</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">午後5時まで</td><td colspan="2" rowspan="2">午後9時まで</td></tr> </tbody> </table>				区分		1時間当たりの使用料		午前9時から		午後5時から		午後5時まで		午後9時まで	
区分		1時間当たりの使用料																													
午前9時から		午後5時から																													
午後5時まで		午後9時まで																													
区分		1時間当たりの使用料																													
午前9時から		午後5時から																													
午後5時まで		午後9時まで																													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">多目的ホール</td></tr> <tr> <td colspan="2">音楽スタジオ</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </tbody> </table>				〔略〕		多目的ホール		音楽スタジオ		〔略〕		〔略〕		<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">多目的ホール</td></tr> <tr> <td colspan="2">音楽スタジオ1</td></tr> <tr> <td colspan="2">音楽スタジオ2</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </tbody> </table>				〔略〕		多目的ホール		音楽スタジオ1		音楽スタジオ2		〔略〕		〔略〕			
〔略〕																															
多目的ホール																															
音楽スタジオ																															
〔略〕																															
〔略〕																															
〔略〕																															
多目的ホール																															
音楽スタジオ1																															
音楽スタジオ2																															
〔略〕																															
〔略〕																															
備考 〔略〕				備考 〔略〕																											
2 〔略〕				2 〔略〕																											
備考 改正部分は、下線の部分である。																															

(宮古市市民交流センター条例の一部改正)

第2条 宮古市市民交流センター条例（平成30年宮古市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前																											
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）																											
1 貸室及び交流プラザ使用料 (単位：円)				1 貸室及び交流プラザ使用料 (単位：円)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th colspan="2">1時間当たりの使用料</th></tr> <tr> <th colspan="2">午前9時から</th><th colspan="2">午後5時から</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">午後5時まで</td><td colspan="2">午後9時まで</td></tr> </tbody> </table>				区分		1時間当たりの使用料		午前9時から		午後5時から		午後5時まで		午後9時まで		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th colspan="2">1時間当たりの使用料</th></tr> <tr> <th colspan="2">午前9時から</th><th colspan="2">午後5時から</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">午後5時まで</td><td colspan="2" rowspan="2">午後9時まで</td></tr> </tbody> </table>				区分		1時間当たりの使用料		午前9時から		午後5時から		午後5時まで		午後9時まで	
区分		1時間当たりの使用料																													
午前9時から		午後5時から																													
午後5時まで		午後9時まで																													
区分		1時間当たりの使用料																													
午前9時から		午後5時から																													
午後5時まで		午後9時まで																													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">多目的ホール</td></tr> <tr> <td colspan="2">音楽スタジオ</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </tbody> </table>				〔略〕		多目的ホール		音楽スタジオ		〔略〕		〔略〕		<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">多目的ホール</td></tr> <tr> <td colspan="2">音楽スタジオ1</td></tr> <tr> <td colspan="2">音楽スタジオ2</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </tbody> </table>				〔略〕		多目的ホール		音楽スタジオ1		音楽スタジオ2		〔略〕		〔略〕			
〔略〕																															
多目的ホール																															
音楽スタジオ																															
〔略〕																															
〔略〕																															
〔略〕																															
多目的ホール																															
音楽スタジオ1																															
音楽スタジオ2																															
〔略〕																															
〔略〕																															
備考 〔略〕				備考 〔略〕																											
2 〔略〕				2 〔略〕																											

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月14日提出

宮古市長 山 本 正 德

理由

音楽スタジオ1の貸室を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第22号

宮古市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例

宮古市介護予防拠点施設条例（平成17年宮古市条例第109号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
(名称及び位置) 第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>長沢地区介護予防拠点 施設</td><td>宮古市長沢第16地割 123番地8</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	長沢地区介護予防拠点 施設	宮古市長沢第16地割 123番地8	[略]		(名称及び位置) 第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>田代地区介護予防拠点 施設</u></td><td><u>宮古市田代第16地割 50番地2</u></td></tr><tr><td>長沢地区介護予防拠点 施設</td><td>宮古市長沢第16地割 123番地8</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	<u>田代地区介護予防拠点 施設</u>	<u>宮古市田代第16地割 50番地2</u>	長沢地区介護予防拠点 施設	宮古市長沢第16地割 123番地8	[略]	
名称	位置														
長沢地区介護予防拠点 施設	宮古市長沢第16地割 123番地8														
[略]															
名称	位置														
<u>田代地区介護予防拠点 施設</u>	<u>宮古市田代第16地割 50番地2</u>														
長沢地区介護予防拠点 施設	宮古市長沢第16地割 123番地8														
[略]															
備考 改正部分は、下線の部分である。															

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

田代地区介護予防拠点施設を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号

宮古市営牧野条例の一部を改正する条例

宮古市営牧野条例（平成17年宮古市条例第133号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
位置	用途別区画及び面積		位置	用途別区画及び面積	
	用途別	面積		用途別	面積
(1)～(3) [略]			(1)～(3) [略]		
(4) 宮古市田代亀ヶ森国有林77 林班	放牧地	112.00	(4) 宮古市田代亀ヶ森国有林77 林班	放牧地	112.00
合計		248.00	1及び14番地2		2.75
			合計		250.75

別表第3（第6条関係）			
用途別	畜種	月令	1日の使用料
放牧地	肉用牛	6箇月以上12箇月未満	56円
		12箇月以上24箇月未満	78円
		24箇月以上	100円

別表第3（第6条関係）			
用途別	畜種	月令	1日の使用料
放牧地	肉用牛	6箇月以上12箇月未満	56円
		12箇月以上24箇月未満	78円
		24箇月以上	100円

別表第3（第6条関係）			
用途別	畜種	月令	1日の使用料
探草地	肉用牛	6箇月以上12箇月未満	56円
		12箇月以上24箇月未満	78円
		24箇月以上	100円

備考 [略]

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市老子岩瀬張地内の牧野を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号

宮古市営住宅条例の一部を改正する条例

宮古市営住宅条例(平成17年宮古市条例第168号)の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次項、次条第2項及び第11条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条に規定する居住制限者にあっては第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 <u>前条第1項第2号エ</u>に掲げる市営住宅に入居することができる者は、同条第1項各号（老人等にあっては、同条第1項第2号から第4号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次項、次条第2項及び第11条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、<u>東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）</u>第20条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条に規定する居住制限者にあっては第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 <u>前条第1項第2号イ</u>に掲げる市営住宅に入居することができる者は、同条第1項各号（老人等にあっては、同条第1項第2号から第4号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p>
2	<p>(家賃の決定)</p> <p>第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度<u>次条第3項</u>の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定において定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合（<u>次条第1項ただし書に規定する場合を除く。</u>）において、第36条第1項の規定に基づき請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度<u>次条第3項</u>の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定において定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定に基づき請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p>

<p>賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 [略] (収入の申告等)</p> <p><u>第16条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入の申告をしなければならない。<u>ただし、入居者が公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。</u></u></p> <p>2 前項本文に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項本文の規定による収入の申告（同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法）に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 [略] (経過措置)</p> <p>2・3 [略] (東日本大震災の被災者等に係る収入超過者の認定等の特例)</p> <p>4 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する日までの間に、同法第19条第1項に規定する被災者公営住宅等供給事業により建設又は買取りをした市営住宅に入居を許可された者のうち、同項第2号に規定する被災者等である者に係る第29条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「第6条第1項第2号の金額」とあるのは、「259,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第32条の規定は、当分の間、前項に規定する者については、適用しない。</p>	<p>2・3 [略] (収入の申告等)</p> <p><u>第16条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入の申告をしなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第7条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、表の1の項の改正部分は、公布の日から施行する。

2 表の2の項の改正部分による改正後の宮古市営住宅条例附則第4項の規定は、令和4年度以後の年度の毎月の家賃について適用し、令和3年度以前の年度の毎月の家賃については、なお従前の例による。

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

東日本大震災の被災者等に係る収入超過者の認定及び高額所得者に対する明渡しの請求の特例措置を講ずるとともに、心身の支障等で収入の申告をすることが困難である市営住宅入居者の収入申告義務の緩和等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第25号

宮古市消防団条例の一部を改正する条例

宮古市消防団条例（平成17年宮古市条例第177号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(任用)	(任用)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 団長以外の団員（機能別団員（入団時に定めた特定の役割又は活動に限定して従事する団員をいう。 <u>第14条第1項第1号キにおいて同じ。）を含む。）は、団長が次の要件を満たす者のうちから市長の承認を得て任命する。</u>	2 団長以外の団員（機能別団員（入団時に定めた特定の役割又は活動に限定して従事する団員をいう。）を含む。）は、団長が次の要件を満たす者のうちから市長の承認を得て任命する。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
<u>(報酬)</u>	<u>(報酬)</u>
<u>第14条 団員には、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額の報酬を支給する。</u>	<u>第14条 団員には、次に定める額の範囲内で報酬を支給する。</u>
<u>(1) 年額報酬 次に掲げる団員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>	<u>(1) 団長 年額 165,000円</u>
<u>ア 団長 165,000円</u>	<u>(2) 副団長 年額 110,000円</u>
<u>イ 副団長 110,000円</u>	<u>(3) 分団長 年額 82,000円</u>
<u>ウ 分団長 82,000円</u>	<u>(4) 副分団長 年額 63,000円</u>
<u>エ 副分団長 63,000円</u>	<u>(5) 部長 年額 55,000円</u>
<u>オ 部長 55,000円</u>	<u>(6) 班長 年額 32,000円</u>
<u>カ 班長 37,000円</u>	<u>(7) 団員 年額 25,000円（機能別団員にあっては、年額13,000円）</u>
<u>キ 団員 36,500円（機能別団員にあっては、13,000円）</u>	
<u>(2) 出動報酬 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>	
<u>ア 火災の職務に4時間以上従事した場合 日額8,000円</u>	
<u>イ 火災の職務に4時間を超えない範囲内で従事した場合 日額4,000円</u>	
<u>ウ 風水害又は地震による災害に係る職務に従事した場合 日額8,000円</u>	
<u>エ アからウまでに掲げる職務以外の職務に従事した場合 日額2,400円</u>	
<u>2 年額報酬は、毎会計年度の四半期ごとに、当該報酬の額を4で除して得た額を支給する。</u>	
<u>3 出動報酬は、毎会計年度の四半期ごとに、当該四半期ごとの実績に応じた額を支給する。</u>	

<p><u>(費用弁償)</u></p> <p><u>第15条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、1人1日につき2,400円の範囲内で費用弁償する。</u></p>	<p><u>(費用弁償)</u></p> <p><u>第16条 [略]</u></p> <p><u>第17条 [略]</u></p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p>	<p><u>第16条 [略]</u></p> <p><u>第17条 [略]</u></p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4 团員が災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に定める災害に対処するための職務に従事する場合であって、心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事する際の費用弁償に係る第15条の規定の適用については、同条中「2,400円」とあるのは、「4,800円」とする。</u></p>
--	--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市消防団条例第14条の規定は、令和4年度以後の年度分の報酬について適用し、令和3年度分までの報酬については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に弁償すべき職務に従事した場合の費用弁償については、なお従前の例による。

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

年額報酬の額の改定及び出動報酬の創設をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第26号

市道末広町線電線共同溝整備（その2）工事の請負契約の締結に関する議決の
変更に關し議決を求めることについて

令和3年10月1日に議会の議決を経た市道末広町線電線共同溝整備（その2）工事の
請負契約の締結に關し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法
律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に關する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議
決を求める。

契約金額中「383,020,000円」を「397,893,100円」に改める。

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

配線計画の見直しによる電線共同溝の設計変更等に伴い、契約金額を変更しようとする
ものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

変更の概要

1 工事名 市道末広町線電線共同溝整備（その2）工事
2 工事場所 宮古市末広町地内
3 工期 令和3年10月2日から令和5年3月25日まで
4 請負者 住所 宮古市八木沢三丁目11番5号
名称 株式会社菊地建設
代表取締役 菊地 和弘

5 変更内容

- (1) 電線共同溝において、地上機器の設置箇所の変更による配線計画の見直しに伴い、特殊部II型の追加、埋設管路の延長及びアスファルト舗装の増工をするもの。
- (2) 特殊部の設置において、矢板引き抜き時における地盤沈下を防止するため、工法を変更するもの。
- (3) 仮設計画の変更に伴い、路面覆工を減工するもの。
- (4) 工事中の排水路を確保するため、仮設排水路工を追加するもの。

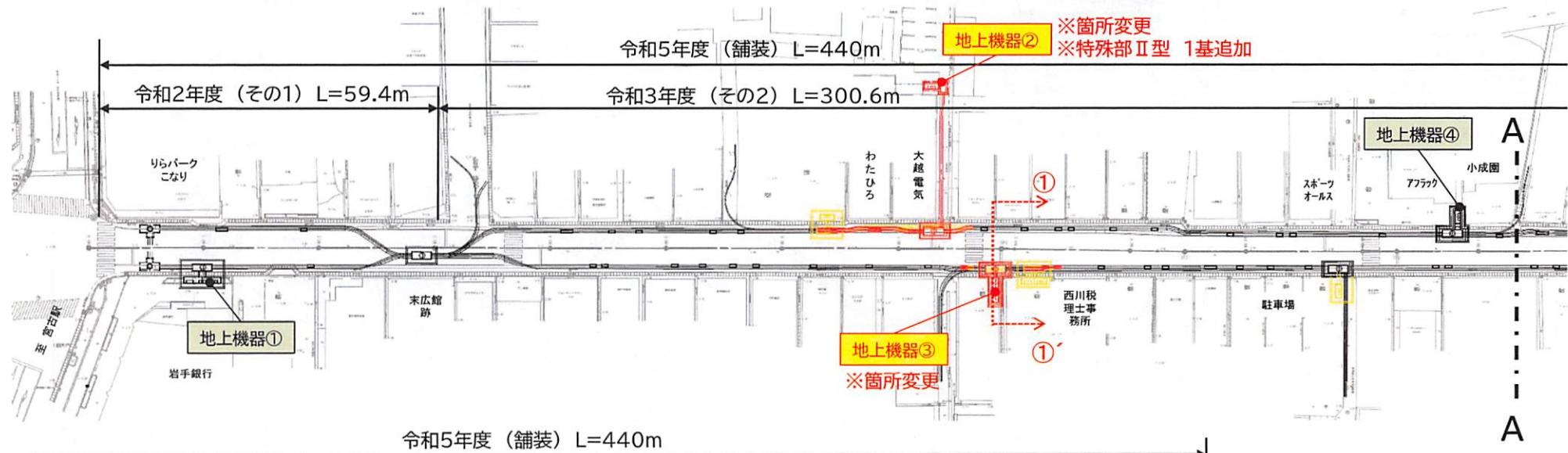
変更内容	変更前数量	変更後数量	増減	変更金額
電線共同溝				
電線共同溝工（特殊部II型）	4箇所	6箇所	2箇所	3,101,000円
電線共同溝工（埋設管路）	3,572m	4,360m	788m	4,999,000円
仮設工（土留・仮締切工）	298枚	297枚	△1枚	11,748,000円
仮設工（路面覆工）	1,630 m ²	144 m ²	△1,486 m ²	△27,399,000円
仮設工（仮設排水路工）	—	541m	541m	8,842,000円
舗装				
舗装工（アスファルト舗装工）	1,520 m ²	1,810 m ²	290 m ²	6,465,000円
諸経費				5,765,000円
小計				13,521,000円
消費税				1,352,100円
合計				14,873,100円

事業位置図

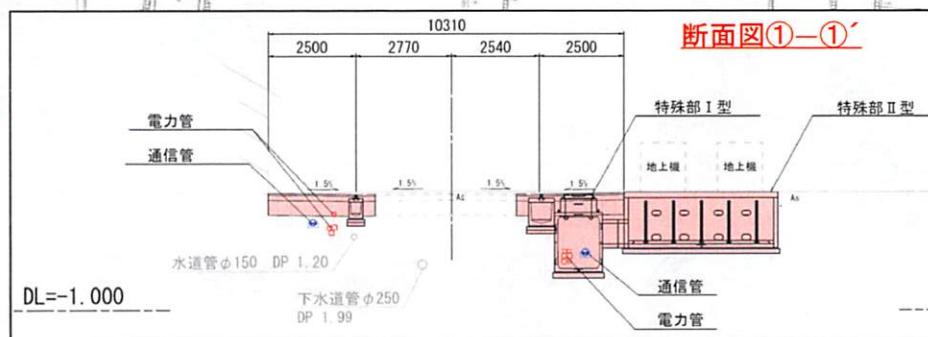
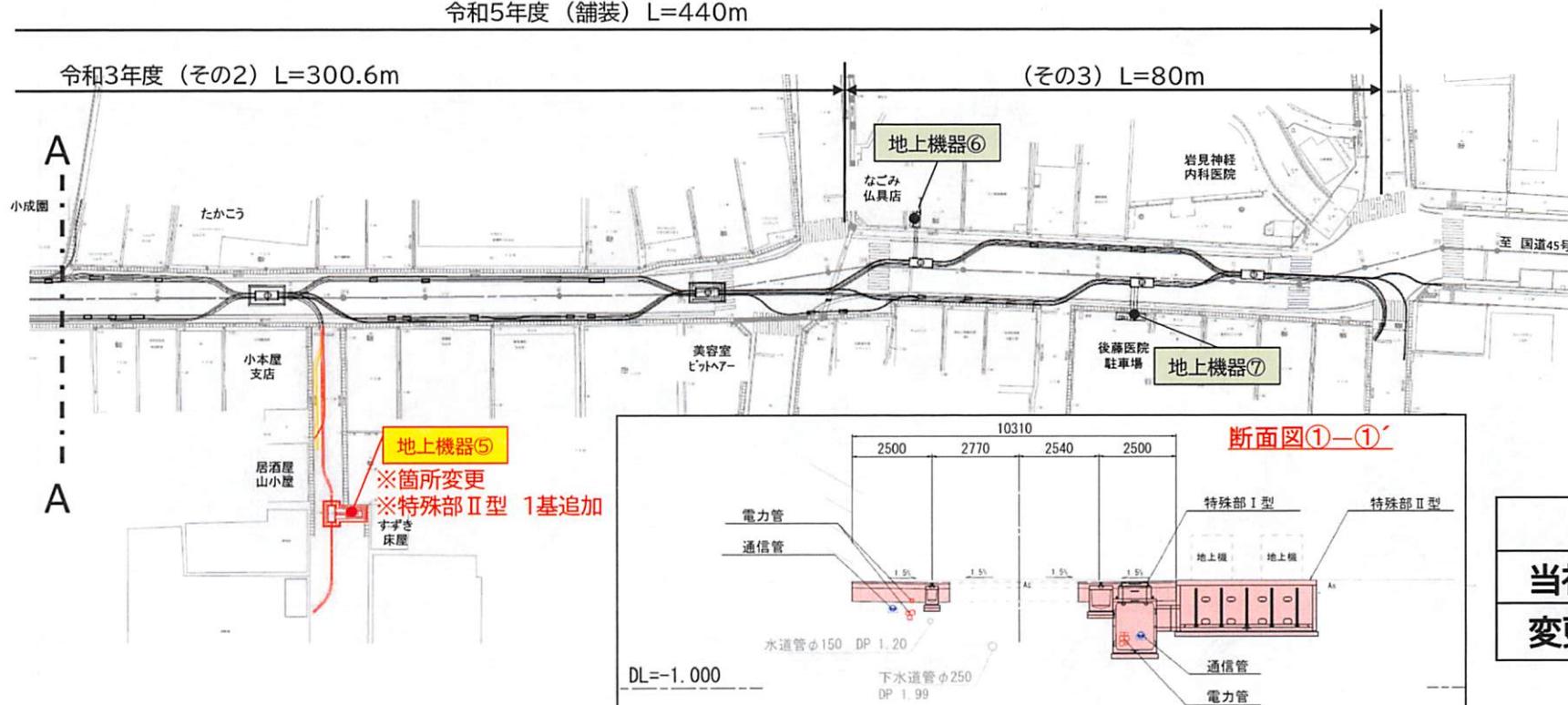
施工位置



市道末広町線無電柱化推進事業 事業計画図



26-4.



凡例	
当初	—
変更	—

議案第27号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市タイマグラ観光施設

2 指定管理者の名称

特定非営利活動法人かわい元気社

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市タイマグラ観光施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第28号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市岩手路区界中継基地

2 指定管理者の名称

株式会社川井産業振興公社

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市岩手路区界中継基地の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第29号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

三王地区自治会研修センター

2 指定管理者の名称

三王地区自治会研修センター管理運営委員会

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

三王地区自治会研修センターの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第30号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市新里高齢者コミュニティセンター

2 指定管理者の名称

墓目区

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市新里高齢者コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第31号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
鈴久名集会所	鈴久名部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
上川井集会所	上川井地区振興会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
片巣集会所	片巣集会施設運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
蟹岡集会所	新興部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
大畠集会所	大畠部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
夏屋集会所	夏屋地区集会施設運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
岡村集会所	岡村地区集会施設運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
門馬集会所	門馬部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
去石集会所	去石部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
繫集会所	繫地区自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
下川井集会所	下川井地区集会施設運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
区界集会所	区界部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
横沢集会所	横沢部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
川内集会所	川内集会所運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

桐内集会所	桐内部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
上湯沢集会所	上湯沢自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
松草集会所	松草部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
永田集会所	永田地区振興会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
田代集会所	田代部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
平津戸集会所	平津戸部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
尻石集会所	尻石部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
土沢寺倉集会所	土沢寺倉地区集会所運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
大久保集会所	大久保集落活性化組合	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
赤沢集会所	赤沢振興会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
区界団地集会所	区界住宅団地自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
関根集会所	関根部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
斐岩集会所	斐岩地区自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市川井地域多目的集会施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第32号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市新里学童の家

2 指定管理者の名称

公益社団法人宮古市シルバー人材センター

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市新里学童の家の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第33号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古職業訓練センター

2 指定管理者の名称

職業訓練法人宮古職業訓練協会

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古職業訓練センターの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第34号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求ることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮古市根城農村センター	根城農村センター管理運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市長沢農村センター	長沢農村センター管理運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市八木沢農村センター	八木沢自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市金浜農漁村センター	金浜農漁村センター管理運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市南川目農村センター	南川目農村センター管理運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市田鎖総合交流促進センター	田鎖自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市養呂地地区生活改善センター	養呂地自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市青野滝地区集会施設	青野滝自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市水沢地区集会施設	水沢地区自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市摺待和野地区集会施設	摺待和野自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市神田地区集会施設	神田自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市畠地区集会施設	畠地区自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市和野地区集会施設	和野地区自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市檍内地区集会施設	檍内地区自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市青倉地区集会施設	青倉地区自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

宮古市刈屋地区生活改善センター	刈屋生活改善センター管理組合	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市腹帶地区生活改善センター	腹帶区	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市五番地区総合センター	五番部落自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市北山地区総合センター	北山自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市四番地区総合センター	四番地区総合センター管理組合	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市下刈屋地区総合センター	下刈屋自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市太長根地区総合センター	太長根部落会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市中野地区総合センター	中野自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市丹野地区総合センター	丹野自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市大野折壁交流センター	大野折壁交流センター管理組合	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市女遊戸地区集会施設	女遊戸地区集会施設管理運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市赤前農漁村センター	赤前農漁村センター運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市農林漁村地域多目的集会施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第35号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市花輪農村文化伝承館

2 指定管理者の名称

花輪自治会

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市花輪農村文化伝承館の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第36号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求ることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
青倉農産加工体験施設	青倉地区農業振興会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
田代地区農林水産物処理加工施設	田代自治協議会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

青倉農産加工体験施設及び田代地区農林水産物処理加工施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第37号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮古市田代林業者センター	田代林業者センター管理運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市箱石林業者センター	箱石部落自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市大谷地林業者センター	大谷地林業者センター管理運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市花原市林業者センター	花原市自治会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市林業活力センター	林業活力センター管理組合	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市和井内林産会館	三番和光会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市林業者地域多目的集会施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第38号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

黒森ふれあい館

2 指定管理者の名称

黒森ふれあい館運営協議会

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

黒森ふれあい館の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第39号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮古市高浜地区センター	高浜地区センター運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市堀内地区センター	堀内地区センター運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市松山地区センター	松山地区センター運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市姉ヶ崎地区センター	姉ヶ崎地区センター運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市八木沢地区センター	八木沢地区センター運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市佐原地区センター	佐原地区センター運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市小山田地区センター	小山田地区センター運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市近内地区センター	近内地区センター運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
宮古市西ヶ丘地区センター	西ヶ丘地区センター運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市地区センターの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第40号

宮古市過疎地域持続的発展計画を変更することに關し議決を求めることについて

宮古市過疎地域持続的発展計画（令和3年10月1日議決）の一部を別紙のとおり変更することに關し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古職業訓練センター改修事業等を追加するため、宮古市過疎地域持続的発展計画を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

変更後					変更前				
別冊 宮古市過疎地域持続的発展計画 事業計画					別冊 宮古市過疎地域持続的発展計画 事業計画				
持続的 発展 施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考	持続的 発展 施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
[略]									
2 産業 の振興	(1)・(2) [略] (4) 地場産業 の振興	[略]			2 産業 の振興	(1)・(2) [略] (4) 地場産業 の振興	[略]		
	技能修得 施設	宮古職業訓 練センター 改修事業	宮古市			原木マイタ ケ生産振興 事業 まいたけ 研究開発 センター の運営等	宮古市		
	試験研究 施設	原木マイタ ケ生産振興 事業 まいたけ 研究開発 センター の運営等	宮古市			試験研究 施設	原木マイタ ケ生産振興 事業 まいたけ 研究開発 センター の運営等	宮古市	
	加工施設 (9)～(11) [略]	[略]				加工施設 (9)～(11) [略]	[略]		
[略]									
6 子育 て環境 の確保、 高齢者 等の保 健及び 福祉の 向上及 び増進	(1) [略] (3) 高齢者福 祉施設	[略]			6 子育 て環境 の確保、 高齢者 等の保 健及び 福祉の 向上及 び増進	(1) [略] (3) 高齢者福 祉施設	[略]		
	老人ホーム	清寿荘改修 事業	宮古市			老人福祉 センター	総合福祉セ ンター改修 事業	宮古市	
	老人福祉 センター	総合福祉セ ンター改修 事業	宮古市			老人福祉 センター	総合福祉セ ンター改修 事業	宮古市	
	(9) [略]	[略]				(9) [略]	[略]		
7 医療 の確保	(1) 診療施設 診療所 (3) 過疎地域 持続的発展 特別事業 その他				7 医療 の確保				
		診療所 診療機 器整備事業	宮古市			(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業 その他			
		[略]					[略]		

8 教育の振興	(1) [略]	[略]			8 教育の振興	(1) [略]	[略]		
	(3) 集会施設、体育施設等					(3) 集会施設、体育施設等			
体育施設		図書館	図書館サービス向上事業 分室書架、本館閲覧席用椅子等購入	宮古市	図書館	図書館サービス向上事業 分室書架、本館閲覧席用椅子等購入	宮古市		
図書館	その他		野外活動センター改修事業	宮古市	図書館	図書館サービス向上事業 分室書架、本館閲覧席用椅子等購入	宮古市		
[略]					[略]				

備考 変更部分は、下線の部分である。

議案第41号

川内辺地に係る総合整備計画を変更することに関し議決を求めるについて

川内辺地に係る総合整備計画（令和2年3月19日議決）の一部を別紙のとおり変更することに関し、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道の修繕に係る事業を追加するため、川内辺地に係る総合整備計画を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

変更後					変更前						
2 公共的施設の整備を必要とする事情					2 公共的施設の整備を必要とする事情						
〔略〕					〔略〕						
(1)～(3) 〔略〕					(1)～(3) 〔略〕						
<u>(4) 安全な道路交通を確保するため、道路の修繕を行う必要がある。</u>											
3 公共的施設の整備計画					3 公共的施設の整備計画						
令和2年度から令和6年度まで5年間					令和2年度から令和6年度まで5年間						
(単位：千円)					(単位：千円)						
区分 事業 主体名 施設名	事業費	財源内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額	区分 事業 主体名 施設名	事業費	財源内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額		
飲用水供 給施設	宮 古 市	457,239	65,000	392,239	392,200	飲用水供 給施設	宮 古 市	457,239	65,000	392,239	392,200
観光・レクリ エーション施 設	宮 古 市	117,965	0	117,965	117,900	観光・レクリ エーション施 設	宮 古 市	117,965	0	117,965	117,900
除雪機械	宮 古 市	34,000	22,700	11,300	11,300	除雪機械	宮 古 市	34,000	22,700	11,300	11,300
市町村道 ・橋りよ う	宮 古 市	12,000	6,300	5,700	5,700						
合計		<u>621,204</u>	<u>94,000</u>	<u>527,204</u>	<u>527,100</u>	合計		<u>609,204</u>	<u>87,700</u>	<u>521,504</u>	<u>521,400</u>

備考 変更部分は、下線の部分である。

議案第42号

津軽石漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについて

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、岩手県知事から津軽石漁港区域内における公有水面埋立てについて意見を求められたので、これに同意するものとし、同条第4項の規定により、議会の議決を求める。

1 埋立ての免許を出願した者 宮古市

2 埋立区域

(1) 位置 宮古市赤前第15地割33番1及び80番地先水面

(2) 区域 別紙のとおり

(3) 面積 864.79平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 2(1)と同じ

(2) 区域 別紙のとおり

(3) 面積 2,895.88平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立工事の概要

津軽石漁港において、津軽石地区漁村再生交付金事業計画に基づき、漁港施設用地864.79平方メートルを造成することにより、漁港施設用地の不足を解消し、流通の円滑化、水産業の持続的発展及び周辺漁村の活性化を図ろうとするものである。

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

(1) 着手期間 免許の日から起算して180日以内

(2) しゅん功期間 着手の日から令和7年3月31日まで

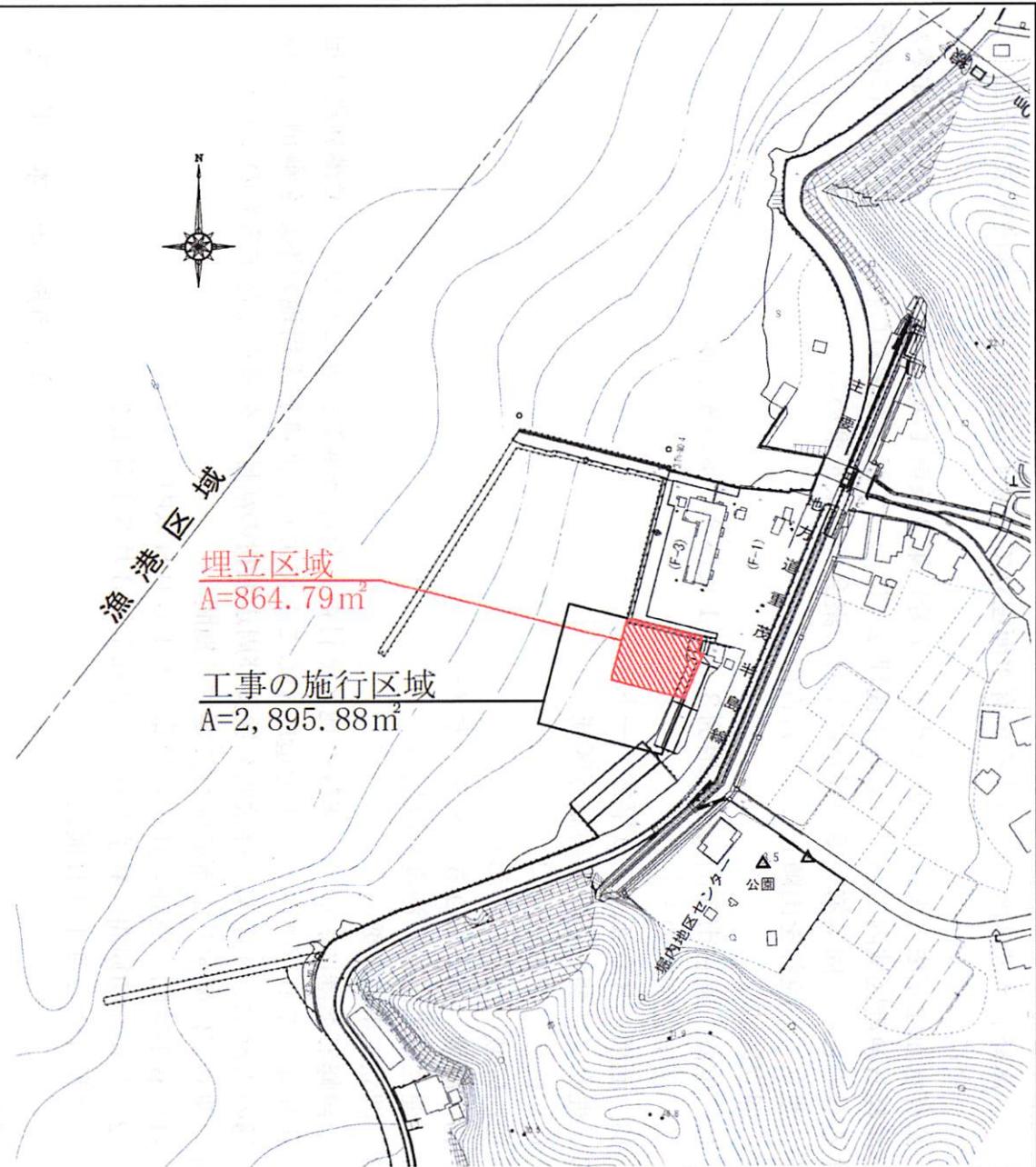
令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

津軽石漁港区域内における公有水面埋立てについて、岩手県知事から意見を求められたので、これに対し答申するにあたり議会の議決を経ようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

津軽石漁港 平面図



議案第43号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

宮古地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
476	金浜中央線	宮古市金浜第1地割7番地先	
		宮古市金浜第2地割87番24地先	
477	金浜1号線	宮古市金浜第2地割87番24地先	
		宮古市金浜第2地割70番地先	
478	金浜2号線	宮古市金浜第2地割38番1地先	
		宮古市金浜第2地割57番地先	
479	江山寺線	宮古市金浜第2地割51番地先	
		宮古市金浜第2地割34番地先	
812	横川橋線	宮古市近内第6地割175番地先	
		宮古市近内第9地割64番2地先	

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

位置図



高浜

金浜

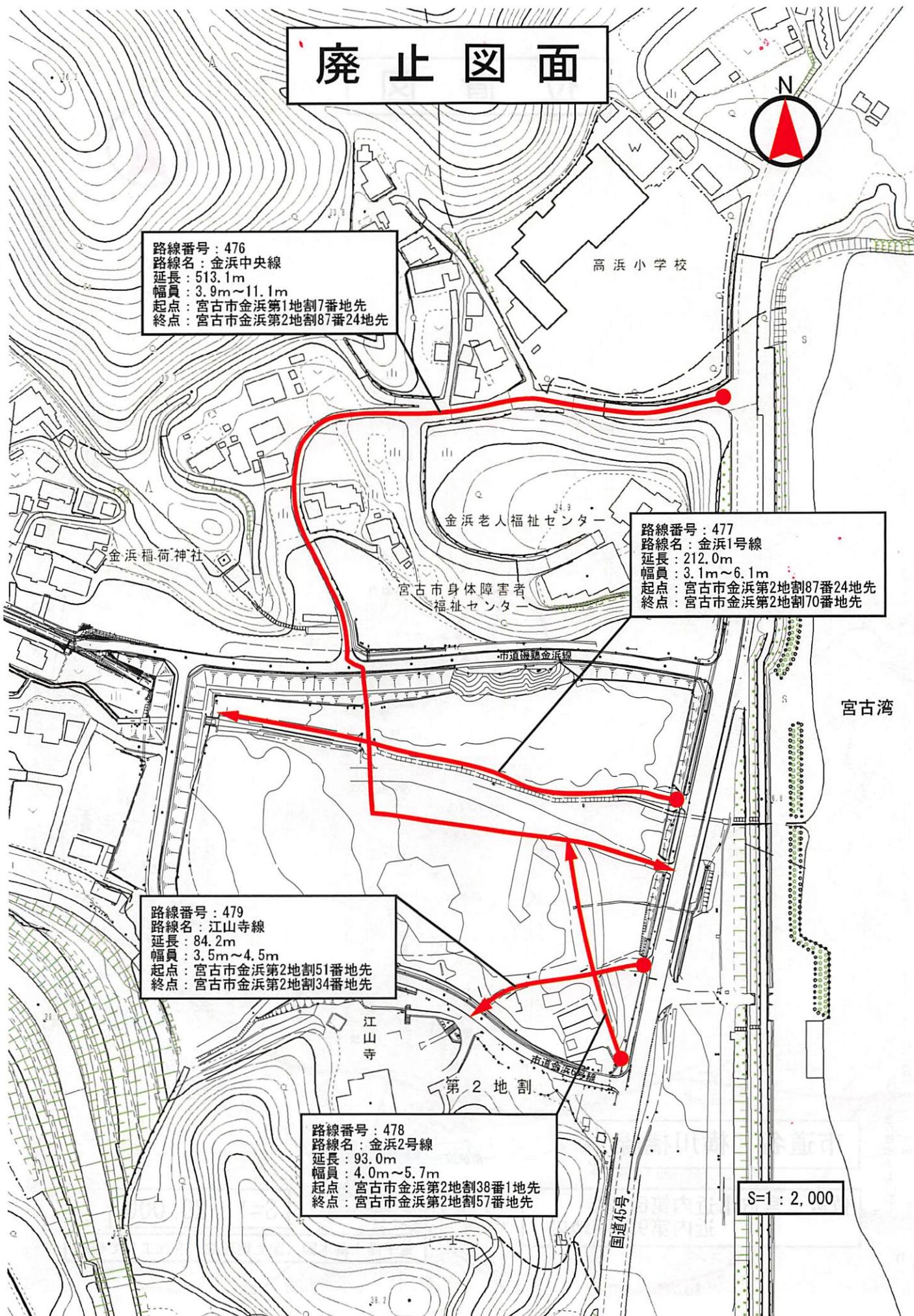
市道名 金浜中央線
金浜1号線
金浜2号線
江山寺線

位置：宮古市金浜第1地割
金浜第2地割地内

S=1 : 20,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

廃止図面



位置図



廃止図面



路線番号：812
路線名：横川橋線
延長：24.3m
幅員：5.0m～5.0m
起点：宮古市近内第6地割175番地先
終点：宮古市近内第9地割64番2地先

S=1 : 2,000

議案第44号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

宮古地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
476	金浜中央線	宮古市金浜第1地割7番地先	
		宮古市金浜第1地割21番3地先	
812	横川橋線	宮古市近内五丁目20番地先	
		宮古市近内第9地割54番1地先	
924	金浜産業団地線	宮古市金浜第2地割87番24地先	
		宮古市金浜第2地割28番30地先	
925	金浜産業団地支線	宮古市金浜第2地割66番地先	
		宮古市金浜第1地割24番3地先(右)	

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線として認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

位置図



高浜

金浜

市道名 金浜中央線
金浜産業団地線
金浜産業団地支線

位置：宮古市金浜第1地割
金浜第2地割地内

S=1 : 20,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

認定図面



路線番号：476
路線名：金浜中央線
延長：293.8m
幅員：3.9m～11.1m
起点：宮古市金浜第1地割7番地先
終点：宮古市金浜第1地割21番3地先

路線番号：925
路線名：金浜産業団地支線
延長：80.9m
幅員：4.1m～8.5m
起点：宮古市金浜第2地割66番地先
終点：宮古市金浜第1地割24番3地先（右）

路線番号：924
路線名：金浜産業団地線
延長：217.2m
幅員：8.0m～27.3m
起点：宮古市金浜第2地割87番24地先
終点：宮古市金浜第2地割28番30地先

S=1 : 2,000

位置図



三陸鉄道リアス線

市道名 横川橋線

位置：宮古市近内五丁目
近内第9地割地内

S=1 : 20,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

認定図面



路線番号：812
路線名：横川橋線
延長：271.1m
幅員：4.0m～5.0m
起点：宮古市近内五丁目20番地先
終点：宮古市近内第9地割54番1地先

S=1 : 2,000

議案第45号

令和3年度宮古市下水道事業会計に係る利益積立金の目的外使用に関し議決を
求めることについて

令和3年度宮古市下水道事業会計に係る利益積立金をその目的以外の使途に使用することに
関し、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第24条第2項の規定により、
議会の議決を求める。

1 利益積立金の額 100,000,000円

2 目的以外の使途に使用する額 94,249,000円

3 使途の内容 平成28年台風第10号豪雨災害により被災した宮古市公共下水道宮古
中継ポンプ場の災害復旧事業に係る国庫負担金の返還に要する経費の財源

令和4年2月14日提出

宮古市長 山本正徳

理由

令和3年度宮古市下水道事業会計に係る利益積立金をその目的以外の使途に使用しよう
とするものである。これが、この議案を提出する理由である。